

## 北九州市 S D G s 協議会要綱（案）

（名称）

第 1 条 この組織の名称は、北九州市 S D G s 協議会（以下「協議会」という。）という。

（目的）

第 2 条 協議会は、北九州市 S D G s 未来都市に関する各種事業の総合調整や、北九州 S D G s クラブをはじめとする北九州市の S D G s 達成に向けた活動に対する助言等を行い、もって北九州市 S D G s 未来都市の着実な実現を図ることを目的とする。

（構成員）

第 3 条 協議会の構成員は、次の各号に掲げる者のうちから北九州 S D G s 未来都市提案者である北九州市長が選任する。

（1） S D G s に関する知見を有する学識経験者

（2） S D G s の達成に向けた、環境、経済、社会の三側面のいずれかに関する取り組みを行っている実務者及び有識者

（3） その他北九州 S D G s 未来都市提案者である北九州市長が認める者

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のほか、次に掲げる者であるときは選任しないものとし、選任後に判明した場合は解任するものとする。

（1） 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

（2） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

（3） 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

（4） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（5） 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

(所掌事務)

第4条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる審議を行う。

- (1) 北九州市SDGs未来都市全体の進捗管理に関すること
- (2) 北九州SDGsクラブをはじめとした北九州市のSDGs達成に向けた活動に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 役員は、構成員の中から互選する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、協議会の仕事を統括する。

2 会長は以下の権限のもと仕事を遂行する。

- (1) 北九州市SDGs未来都市計画に盛り込まれた事業に関する助言
- (2) 北九州SDGsクラブ等の活動へのアドバイス
- (3) 北九州市SDGs未来都市計画の策定及び改定に関する意見

3 会長は、前項の仕事を遂行するため、必要に応じて協議会全体会合を開催し、構成員の意見を聞くものとする。

4 副会長は、会長を補佐する。

(部会)

第7条 協議会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会には部会長を置く。部会長は部会を代表し、部会の仕事を統括する。

3 部会長及び構成員は、協議会構成員のうちから会長が指名する。

(協議会全体会合の召集等)

第8条 協議会全体会合は会長が召集する。

2 協議会構成員の過半数の者から協議会開催の申し出があった場合、会長は召集しなければならない。

3 会長が協議会の事務を実施するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、北九州市企画調整局政策部政策調整課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。